

(案)

資料 1－5

区域計画の変更の認定申請書

令和 6 年 10 月 日

内閣総理大臣 殿

加賀市・茅野市・吉備中央町革新的事業連携型国家戦略特別区域会議

令和 5 年 10 月 20 日付けで認定を受けた区域計画について下記のとおり変更したいので、国家戦略特別区域法第 9 条第 1 項の規定及び同法附則第 3 条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

1 変更事項

「其他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項」に、「近未来技術の実証事業を促進するための「加賀市近未来技術実証ワンストップセンター」の設置」を追加する。

2 変更事項の内容

別紙のとおり。

加賀市・茅野市・吉備中央町 革新的事業連携型国家戦略特別区域 区域計画（案）

令和 6 年 10 月 16 日

加賀市・茅野市・吉備中央町革新的事業連携型国家戦略特別区域会議

1 略

2 略

3 略

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

（１） 略

（２）事項：近未来技術の実証事業を促進するための「加賀市近未来技術実証ワンストップセンター」の設置

内容：近未来技術である自動運転やドローン（無人航空機）及びＡＩ・ＩｏＴ等を活用した実証事業（以下「実証事業」という。）を推進することにより、近未来技術の早期実装を図るため、加賀市内において実証事業を実施しようとする者に対し、必要な手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う「加賀市近未来技術実証ワンストップセンター」（以下「センター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和６年中に設置】

i) 設置主体：国（内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省）及び加賀市

ii) 設置場所：加賀市イノベーションセンター内

iii) 実施体制：センター長、事務責任者を配置する。

iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。

- ・実証事業に必要な手続に関する相談対応（関係機関への確認を含む。）
- ・関係機関への情報提供及び連絡調整
- ・実証事業の場となる道路、土地又は施設の管理者との連絡調整
- ・実証事業の実施に係る地元関係者への周知及び連絡調整
- ・国家戦略特別区域制度を活用した規制緩和に係る相談対応
- ・その他実証事業の実施に必要な支援

新旧対照表

加賀市・茅野市・吉備中央町 革新的事業連携型国家戦略特別区域 区域計画

改正案	現行
1 略 2 略 3 略 4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項 (1) 略 <u>(2) 事項：近未来技術の実証事業を促進するための「加賀市近未来技術実証ワンス トップセンター」の設置</u> <u>内容：近未来技術である自動運転やドローン（無人航空機）及びA I ・ I o T 等を活用した実証事業（以下「実証事業」という。）を推進することによ り、近未来技術の早期実装を図るため、加賀市内において実証事業を実施 しようとする者に対し、必要な手続に関する情報の提供、相談、助言その 他の援助を行う「加賀市近未来技術実証ワンストップセンター」（以下 「センター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令 和6年中に設置】</u> <u>i) 設置主体：国（内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省）及び加賀 市</u> <u>ii) 設置場所：加賀市イノベーションセンター内</u>	1 略 2 略 3 略 4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項 (1) 略 [加える。]

<u>iii) 実施体制：センター長、事務責任者を配置する。</u> <u>iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。</u> <u>・実証事業に必要な手続に関する相談対応（関係機関への確認を含む。）</u> <u>・関係機関への情報提供及び連絡調整</u> <u>・実証事業の場となる道路、土地又は施設の管理者との連絡調整</u> <u>・実証事業の実施に係る地元関係者への周知及び連絡調整</u> <u>・国家戦略特別区域制度を活用した規制緩和に係る相談対応</u> <u>・その他実証事業の実施に必要な支援</u>	
---	--